## 平成23年度

# 慶應義塾大学大学院入学試験問題

# 法務研究科

# 法律科目試験(論述式 I)

#### 注 意 1. 指示があるまで開かないこと。

- 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁, 乱丁等の有無を確認し, 異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
- 3. 受験番号と氏名は、解答用紙(表)上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
- 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
- 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、 解答用紙の交換や再交付には応じない。
- 6. 答案は横書きとし、解答用紙(表)の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
- 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
- 8. この問題冊子の3,5,7,8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
- 9. 注意に従わずに書かれた答案, 乱雑に書かれた答案, 解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

## 憲法

#### [問題]

Y 市屋外広告物条例第7条は、「次の各号に掲げる物件に、①通行人に危険を及ぼす屋外広告物、②美観 風致を害する屋外広告物、を掲出してはならない。 一 街路樹、路傍樹及びその支柱 (以下略)」と規定 している。同条例は、本規定に違反した者は罰金刑に処する旨も定めていた。

Y市に居住する X は,首相の靖国神社公式参拝を批判するポスターを作成し,縦 30 cm,横 20 cmのベニア板に貼付したもの,総計 18 点を,市内には適当な公共掲示板がひとつしかなかったため,同市内の JR 駅及び私鉄駅周辺の街路樹の支柱に針金でしっかりと固定し,これを掲出した。この掲出行為の直後,Y市在住の Z が公式参拝を擁護する内容の広告物を同一の方法で同一の箇所に,掲出した。Y市長は「美観風致を害する」との理由により X を当局に告発し,X は逮捕された。一方,当局は,Z の広告物については,X が広告物を撤去すれば,自主的に Z も回収するだろうと期待し,これを放置した。

以上に含まれる憲法上の問題点を論ぜよ。

※法律と条例の抵触関係について論じる必要はない。

## 民 法

#### 〔問題〕

以下の設例を読んで、下記の各問いに答えなさい。

【設例】 資産家の X は、複数の不動産を所有しており、そのうちの甲不動産について賃料収受また修繕等の業者への依頼を含む不動産管理を、弟 A に任せていた。事業資金に窮していた A は、平成22年1月1日、親戚の集まる X の家に赴き、隙を見て X の書斎に忍び込み金庫から甲不動産に関する書類と実印、さらに、Y 銀行の定期預金通帳(2000万円)と当該預金の届出印を盗み出した。同月 26日、A は、Y 銀行に対して融資を申し入れ、Y 銀行と間で A を借主とする 3000万円の消費貸借契約を締結し、その際、盗み出していた甲不動産に関する書類と実印を利用して、X を権限なく代理して、上記貸金債権を担保するために甲不動産に抵当権を設定しその旨の登記をした。それと共に、A は Y 銀行との間で 2000万円の消費貸借契約を締結し、預金通帳と届出印を利用して、X を権限なく代理して上記定期預金に質権を設定した。同日、Y 銀行は、貸金合計5000万円を A に支払った。

その後、返済期限である同年 7 月 26日になっても A から返済がなかったため、Y 銀行は、X に宛てて、上記定期預金の質権を実行し、また、甲不動産の抵当権を実行する旨を通知した。その通知を受け取った X は驚いて、早速、Y 銀行に対して融資を受けた覚えがない旨の抗議をしたが、話し合いは進展しなかった。そこで、同年 8 月 26日、X は Y 銀行に対して、甲不動産の抵当権設定登記の抹消、上記定期預金の解約および払戻しを請求した。これに対して、Y 銀行は X の請求を全面的に争って、抵当権の有効性を主張すると共に、上記定期預金債権の質権の実行として、2000万円の上記貸付債権と上記定期預金債権との相殺を主張した。

#### 【問い】

- 1) 上記 X 及び Y のそれぞれの主張の当否を検討しなさい。(60点)
- 2) 本件事例が、A が X の代理人として行ったのではなく、A が X になりすまして X 名義での消費貸借の締結、甲不動産への抵当権設定及び X の上記定期預金への質権設定を行った場合であったとして、上記 X 及び Y のそれぞれの主張の当否を検討しなさい。(40点)

### 刑 法

#### 〔問題〕

以下の事実関係に基づいて、甲及び乙の罪責を論じなさい(特別法違反の点は除く)。

借金の返済に困っていた甲は、知人 A が自宅の金庫に多額の現金を保管していることを聞き、A の自宅に侵入して現金を奪うことを企てた。そのためには、金庫の鍵を奪わなければならないが、A の自宅から離れた場所に A を誘き出して眠らせて奪えば、A 不在のうちに A 宅に侵入できるので、その後に現金を奪うことも容易になって一石二鳥だと考えた。

平成22年9月4日午後1時ころ、甲は、さいたま市内にある自己所有の倉庫に A を誘い込み、睡眠薬入りのジュースを飲ませて眠らせた上で、A のポケットから自宅の鍵と金庫の鍵を奪い、眠ったままの A を倉庫の中に放置し、目覚めたらすぐに外に出られるように倉庫に鍵をかけないで、東京都内の A 宅に向かった。同日午後1時30分ころ、乙が、友人 B から借りた乗用車でドライブ中、甲の倉庫の近くを通りかかった。乙は、その直前に電話で B と喧嘩をし、B の乗用車を燃やして B を困らせてやろうと考えたところであった。乙は、甲の倉庫のそばに乗用車を停め、用意したガソリンをかけた上、これに火をつけた。その際、乙は、そばにある倉庫に延焼する可能性が高いものの、倉庫は無人であろうし、ほかに延焼しそうな建物などは周りにないので、人的被害は生じないだろうから、それはそれで構わないと考えていた。乗用車は勢いよく燃え、さらに、甲の倉庫にも延焼してこれが全焼し、出火から1時間30分後に自然に鎮火した。倉庫の中にいた A は焼死した。

甲は、Aが死亡したことを知らないまま、同日午後4時ころ、Aが一人で住んでいた東京都内の自宅に、 奪った鍵を使って立ち入り、金庫から現金1000万円を奪って逃走した。

